



コンパス

～ 経済、企業経営のナビゲーター ～

2016年1月下旬号 No. 2359号

☆ ホームページリニューアルを致しました。理事長「コラム」もご覧ください！

日本経済協会 検索

【目次】

1. 国が目指している 富裕層の管理と調査への対応
一般社団法人日本経済協会 常務理事
税理士 鷹野保雄
2. 違った景色 (72) ～ 七草粥 ～
一般社団法人日本経済協会 理事 廣田光次
3. ザ・マーケット (14) ～ 人間は資産運用に向いているのか？～
4. 『2016年の景気見通し』(購読のご案内) 田村正勝
5. 気になる NEWS 報道 ～ パーフェクトストーム(暴風雨)～
6. 出遭い (9) ～ よくもまあ～示唆に富む言葉があるものです～
7. 講演会・セミナーの案内 (添付ファイルをご覧ください)

— 中堅中小企業のM&A仲介実績 No.1 —

日本M&Aセンター

(東証一部上場：2127)

東京本社

〒100-0005

東京都千代田区丸の内 1-8-3

丸の内トラストタワー本館 19階

TEL：03-5220-5454

FAX：03-5220-5455

<http://www.nihon-ma.co.jp/>

我々の使命は、M&A業務を通じて
企業の「存続と発展」に貢献すること
である。



『信頼』こそ命。

お客さま第一主義が、
私たちの基本理念です。

『総合資産コンサルティングを通じて
家族・社会の繁栄、資産の保全に
貢献します。』

日本資産総研グループ

〒101-0027 東京都千代田区神田平河町

1番地第3東ビル

TEL. (03) 5835-2527

<http://www.jagi.co.jp>

国が目指している 富裕層の管理と調査への対応

一般社団法人日本経済協会 常務理事
税理士 鷹野 保雄

国税庁から「重点管理富裕層に係る管理等の試行について（指示）」が、プロジェクトチームのある東京、名古屋、大阪の3局に出された。この試行通達における区分管理、調査体制、情報収集等の事務連絡のフローを通して、今後は富裕層がどのように管理され、調査対象に浮かび上がるのか、また、調査対象先の納税者からみてどのような対応ができるのか、検討してみた。

I 国税の富裕層対応の方向性

日本の財政再建は可能なのか。1000兆円を超える国の債務残高がある日本に全資産を置いておいて良いのか、そんな不安がよぎる。そんな状況の中で、本年（平成27年）相続税・所得税が増税された。諸外国を見ると、所得税減税が主流だ。日本は所得税率及び相続税55%の最高税率だが、シンガポール18%・香港15%・スイス11.5%など減税傾向である。これらの国は、相続税も同様ゼロである。世界の傾向は、税率の引き下げを図り富裕層を集める政策だが、日本は富裕層から税収を上げようとしている。グローバルな世界となった中で、日本の国税の富裕層対応の方向性は、日本人は日本の税法で日本に納税をしてもらう仕組みを構築しているとも言えよう。

富裕層を取り巻く管理体制が、着実に進んでいる。日本人は原則「全世界所得課税」である。

海外に資産を待ち出せば「国外財産調書」である。含み資産があれば「出国税」で事前納税である。海外所得は「タックスヘイブン課税」で、日本課税に組み入れる。さらに法人では、「価格移転税制」であり、海外での預金状況などは「海外情報収集」で情報交換が行われる。着々と国税の海外包囲網が形成されている。

日本国内を見ると、富裕層の所有及び総財産の把握である。確定申告時期には「財産債務調書」、節税策は、「節税策説明」である。税務調査の時は、「質問応答記録書」で課税の紛争に備え証拠書類整備である。さらに「マイナンバー制度」で金融資産と所得が把握され、近い将来には保有資産と年間収入が関連付けられ、保有資産に応じた収入課税が可能になる様相だ。まさに、成功者や資産家に対する罰則的な課税を課す管理体制が出来上がる。

その極め付けが、「重点管理富裕層」である。海外包囲網を形成し、国内財産把握をして、さらに、その動向を重点的に管理をしようとする今回の「事務運用要領」が発行された。

まずは、今回の重点管理富裕層に対する対応を見てゆこう。

II 重点管理富裕層に対するの「事務運用要領」の詳細

平成 27 年 6 月 29 日出された「要領」は、平成 27 年 7 月 10 日以降の実施となった。この「要領」は「試行」による指示の意味合いであるので、1 年程度の試行運用されることとなる。そのため当初は、東京国税局・名古屋国税局・大阪国税局の 3 局に対して発せられたものである。

「要領」の中には、各年 5 月末までに「重点管理富裕層」を指定するとしているので、本年 27 年 7 月に出された「要領」では、指定作業が期限までになされていないこととなる。それ故、本年はまさに「試行」的に運用されることと思われる。

では、「重点管理富裕層」に指定されると、どのような管理をされるのか。

管理対象者に指定されると、さらに 3 つの区分管理に分けられる。A 区分・B 区分・C 区分である。①A 区分 「課税上の問題が想定され調査企画の着手が相当と認められる者」

この区分に該当すると、徹底的に調査が行われることとなる。局の「調査企画部署」が動き出す。担当は、おそらく国税局内でもベールに包まれた「統括国税実査官」であろう。この調査企画が終了するまでは、他の部署では原則この事案に触らないこととなる。

②B 区分 「課税上の問題は顕在化していないものの多額な保有資産の異動が見受けられるなど継続的な注視が必要とみられる者」

この区分に該当すると、国税局又は税務署での調査となる。但し、この場合でも上記調査企画部署の指示を受けて行う。局の「資料調査課」などと「税務署調査」と情報連携をしながら、関連法人を含め総体的な情報収集と調査が行われることとなるであろう。

③C 区分 「経過観察が相当と認められる者」

関連法人等を含め国税局と税務署が連携して一層の投資行動に関する情報収集をおこなう。調査が必要な時は、原則的に国税局又は税務署にて行うが、上記調査企画部署の指示において行うこととなる。

「重点管理富裕層」に指定されると、まさに「重点」的に「管理」される対象となる。では、「重点管理富裕層」はどの様に指定されるのか。

管理対象者の指定基準

①形式基準 「見込保有資産総額が特に大きい者」

②実質基準 「①に該当しない者のうち、一定規模以上の資産を保有し、かつ、国際的租税回避行為その他の富裕層固有の問題が想定され、重点管理富裕層として特に指定する必要がある者」

まずは、形式基準である。形式基準は、公開されていない。地域によって異なるかもしれないが、ある程度予測してみよう。

「財産債務調書」の提出義務者は、「年間所得 2000 万円以上」かつ「資産総額 3 億円以上」又は「保有有価証券等 1 億円以上」である。(株)野村総合研究所が発表した数値では、純金融資産 1 億円以上 5 億円未満が 95.3 万人であり、同 5 億円以上が 5.4 万人(2013 年)である。また、国税庁から発表された「国外財産調書」の提出状況は、8184 人であった。これは国外財産 5000 万円以上を持つ者である。さらに、「出国税」は、1 億円を超える有価証券等が対象である。

日本経済新聞の記事によると、各税務署での「大口資産家」区分を下記のようにしているとのことである。

- (1) 有価証券年配当 4,000 万円以上
- (2) 所有株式 800 万株以上
- (3) 貸金の貸付元本 1 億円以上
- (4) 貸家などの不動産所得 1 億円以上
- (5) 所得合計額 1 億円以上
- (6) 譲渡所得及び山林所得合計の収入金額 10 億円以上
- (7) 取得資産 4 億円以上
- (8) 相続などの取得資産 5 億円以上
- (9) 非上場株式の譲渡収入 10 億円以上、又は上場株式の譲渡所得 1 億円以上かつ 45 歳以上の者
- (10) 継続的または大口海外取引がある者、または(1)～(9)の該当者で海外取引がある者

この内容を見ると、創業者一族・M&A での売却者・同族会社のオーナー・土地持ち資産家・海外への資産フライト・多額資産相続人・高額所得者などが対象となっている。

重点管理富裕層の形式基準は、見込保有資産総額であるので、形式基準は保有資産に限定される。さらに絞り込むと、この試行運用について「試行部署」として指定されているのが、東京国税局及び大阪国税局の課税第一部統括国税実査官(国際担当)及び名古屋国税局の課税第一国税実査官(電子取引・国際分野担当)としている。つまり、この「重点管理富裕層」に対しては、海外取引及び資産の海外移転を重点的に管理するという方向性が見えてくる。海外取引となると、不動産より金融資産である。

金融資産に絞って見ると、「出国税」の対象が有価証券 1 億円を超える者である。財産債務調書の該当者も「保有有価証券等 1 億円」以上となっている。しかし、純金融資産 1 億円以上は、100 万人以上もいる。とすれば管理対象者としてはとても管理できる範囲ではないであろう。5 億円以上でも、概算 5.4 万人である。とすると、形式基準では、5 億円を超えた金額基準を設定しているものと推定できよう。上記の分析のように「金融資産 5 億円超」が対象となる可能性がある。

総資産額からの検討をすると「総資産 5 億円超」の対象者も相当数である。ちなみに、国税が発表した 2014 年の死亡者の内、課税価格 5 億円超の資産を保有する者は、死亡者

982,379人中3,682人であり、0.3%であった。日本の人口構成中65歳以上の高齢者人口は3384万人（平成27年9月15日現在推計）で、総人口に占める割合は26.7%となっている。単純に考えて、高齢者3384万人の内0.3%は、101,520人である。これでも多すぎるとも言える。では、死亡者中課税価格10億円超の資産を保有する者は、死亡者982,379人中1,012人であり、0.1%で、人口3,384万人の内33,840人となる。「重点管理富裕層」対象の人数とすれば、まだ多すぎるとも言えるが、「総資産10億円超」という基準も考えられる。

他方、実質基準は、形式基準に該当しない者で、まずは「国際的租税回避行為」が問題視される富裕層である。ここでも、金融資産を指し示しているようだ。とすると、形式基準に満たなくとも、国外財産調書の提出義務者は、すべからずチェックの対象にはなりそうである。さらに、富裕層固有の節税的投資スキームに問題があると認められると、実質基準として管理対象者ともなり得る。

以上の分析では、金融資産5億円以内及び資産総額10億円以内であれば、形式基準には該当しないと判断しても良いかもしれない。ただ、今回の事務運営要領では、海外取引をターゲットにしている模様であるので、海外取引や海外への資産フライトがあるのであれば、国外財産5000万円でも実質基準判定ともなり得る。

Ⅲ 富裕層を取り巻く管理体制

日本に居住する者に対する課税は、今見てきたように「全世界所得課税」を実現する体制を構築しようとしている事が見えてくる。その政策がどの様になされて来たか、またなされようとしているのか見てみよう。

① 国外財産調書（2014年から実施）

居住者（非永住者の方を除く。）で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する者は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年の3月15日までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければならない。

② 財産債務調書（2016年から実施）

所得税等の確定申告書を提出しなければならない者で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出有価証券等を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出しなければならない。

財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされている。

③ 出国税（国外転出時課税制度）（2015年7月から実施）

国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなること）をする一定の居住者が1億円以上の有価証券等を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税（復興特別所得税を含む）が課税される。

④ マイナンバー制度による金融資産・所得の一括管理（2021年から実施予定）

マイナンバーの適用範囲を拡大し預金口座にも適用する「マイナンバー法改正案」が、2015年9月3日に国会で成立した。さらに2018年からは預金者に対し、任意で銀行への登録を呼びかける。

マイナンバーの税務上最大の効用は、国民の国内財産が正確に把握され、金融所得の課税が一体化し総合課税が導入される可能性があることだ。

⑤ 海外情報収集（日本は2018年から実施）

富裕層の国外への資産隠しや国外財産から生じる所得の税逃れを防ぐため、国外財産の情報を各国の税務当局がオンラインで共有する取組みが進んでいる。日本居住者の場合、日本国外にある銀行口座の情報（名義人、住所、残高、利子、配当など）が、対象各国の税務当局を通じて日本の税務当局に提供される。

⑥ 企業節税策報告（2017年から実施予定）

政府は税理士に対し、企業に提供している節税策の報告を2017年度にも義務づける検討に入った。大きな税収減につながる節税を対象にし、報告を拒む場合は罰金も検討する。過度な節税へのけん制効果を見込み、税収減や企業間の不公平を和らげる。企業の租税回避の防止へ国際的な枠組みが整備されつつあることを踏まえ、米欧などと足並みをそろえる。（日経新聞5月16日）

⑦ 質問応答記録書（2013年から実施）

質問応答記録書は、質問検査等の一環として、調査担当者が納税義務者等に対し質問し、回答を受けた事項のうち、課税要件の充足性を確認する上で重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を調査担当者と納税義務者等の質問応答形式等で作成する行政文書である。

また、課税処分のみならず、これに関わる不服申立て等においても証拠資料として用いられる場合があることも踏まえ、第三者（審判官や裁判官）が読んでも分かるように、必要・十分な事項を簡潔明瞭に記載する必要があるとしている。

⑧ 価格移転税制

法人の国外関連取引に付された価格が非関連者間の取引において通常付された価格となっているかどうかを十分に検討し、問題があると認められる取引を把握した場合には、市場の状況及び業界情報等の幅広い事実の把握に努め、算定方法・比較対象取引の選定や差異調整等についての的確な調査を実施する。

⑨タックスヘイブン課税（外国子会社合算税制）

内国法人等が、税負担の著しく低い外国子会社等を通じて国際取引を行うことによって、直接国際取引した場合より税負担を不当に軽減・回避し、結果としてわが国での課税を免れる事態が生じる。このような租税回避行為に対処するため、一定の税負担の水準（20%）未満の外国子会社等の所得に相当する金額について、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税（会社単位での合算課税）する。

また、一定の税負担の水準（20%）未満の外国子会社等が得る資産運用的な所得については、適用除外基準を満たす場合でも、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税する。（資産性所得の合算課税）。

⑨保有資産別対応表

別紙に図表添付

IV タックスプランニング

富裕層を取り巻く環境は、以上の様な海外取引及び資産の海外移転を重要な視点として行われる方向である。それは、以前から OECD 各国の連携を深めながら、各国から生ずる所得は各国で課税する体制を整えてゆくことが着々と進んでいる。

個人富裕層を見ると、国外財産調書（5000万円）・財産債務調書所得（2000万円かつ総財産3億または国外転出時所有価証券等1億円）・出国税（有価証券等1億円）などが適用される。先日（2015年9月）、スイスのプライベートバンキングの視察に行ってきたが、こちらもスイスの銀行口座の残高や取引内容などを自動的に海外 OECD 加盟国の情報交換対象国に送信するソフトの準備ができていた。スイスですら銀行の秘密保持の壁を越えて対応が迫られている。当然の事ながら課税逃れが作為的にできる時代ではない。

個人富裕層のグローバル化が進んでいるが、単なる節税目的ではなく、世界を見透した総合資産ポートフォリオ戦略の中で考えることの重要性を示していると言える。海外取引や海外移転を禁止しているのではない。国税は海外取引を利用した過度の節税策を制限しているとともに、全世界所得課税を推進し、それぞれの国が適正な課税体制を構築することを目的としている。

海外移転を問題視するのは、日本人の資産と所得が海外に流出する事により、日本の課税権が侵されることに他ならない。所得フライト・資産フライトによる海外を使った行き過ぎた節税策を国際的に協力して防止することにある。何故ならば、課税権の流出だからである。

国内に限定しての富裕層にたいする「重点管理富裕層」を見ると、形式基準では総資産額10億円未満であれば該当しないと思われる。国内における収益及び資産課税は、基本的には個人課税と法人課税を総合すれば、課税漏れ所得課税と課税漏れ資産課税はない。あるのは課税時期の繰り延べであるが、いずれかの税法により課税されるか、いずれかの時

期に課税されることとなる。この事が、根本的に国際的節税策とは異なる。

日本人の全世界所得課税を基本に、単なる節税対策でなく根本的なグローバルなリスクコントロールの視点で、世界的なポートフォリオメニュー（資産分散）の実践を行うべきなのである。それは、同じ資産と所得であれ仕組みが違えば正当な課税を受けても、その結果として税額の差があるのは当然の話である。これは、どの様な投資や運用をしたらどの様な税負担と費用負担が出るかを、事前に予測できなければ経済活動自体が出来なくなるという、経済行為の予測可能性の問題でもある。予測可能性を担保しなければ、経済行為自体が成り立たない。つまり、正常な経済的な活動が出来ないことともなる。

これからのタックスプランニングは、過度な節税策でなく、リスクコントロールを基本としたポートフォリオメニューによる資産の分散であり、経済的予測可能性のもとに仕組みの構築を目指さねばならない。それが総合資産プランニングである。

V 総合資産コンサルティングの必要性

「重点管理富裕層」の制度が始まる。このような時代では、節税策を目的としたものでなく、幸せな未来をどう確保するかという視点が重要である。この視点でのこれからの資産運用はどうすべきか。それは、何が起こるか分からない時代の資産運用である。資産コンサルティングを専門的に手がけて 30 年以上になるが、これほどに先の分からない時代はない。

私は、総合資産プランニングを 30 年にわたり、専門的にコンサルティングとして業務をしている。その理念は、お客様の幸せな未来創造である。幸せな未来とは何か？人それぞれが価値観が違い、幸せの形が違う。我々が成し得ることは、先ず経済的な基盤を不安なく安定したものとして構築することである。また、争いなく平穏な人間関係ができるであろう経済的安定環境を整えることである。その基盤の上に、人それぞれの幸せが乗ってゆくのである。

今、何が起こるか分からない時代は、リスクコントロールの時代である。それは、総合資産のリスクをその資産分散によって、リスクヘッジをする時代である。総合資産プランニングにより、何が起こっても安定し安心していただけること、これがこれからの資産運用の理念の実現に必要なことである。「重点管理富裕層」として管理されようがされまいが、それを成し得ることができるのは、総合資産コンサルティングの実践である。



株式会社 **日本資産総研**

日本資産総研は、企業や資産家をサポートするコンサルティング会社です。

日本資産総研のコンサルティング

私たちの仕事へのこだわり

総合資産コンサルティング(商標登録番号:第 5521494 号)を通じて
家族・社会の繁栄、資産の保全に貢献します。

お客様1人ひとり
に対して最善最適な
コンサルタント業務を
提供します。

複雑にからみ合った
法律や経済状況を分析し、
調査研究・開発で
対応します。

信頼の基盤は、
誠実な対応、
豊富なノウハウの
提供および実践から。

私たちはお客様に満足していただけることを仕事の第一と考えます。最新情報の提供や高度なノウハウが求められる重要案件への対応も可能。お客様1人ひとりに適した解決策をご提案いたします。

会社法、信託法、事業承継、借地借家法・・・めまぐるしく変化する時代にあって、企業・個人の資産を守り続けることこそ、私たちのカンパニーとしての存在意義であると自負しております。

私たちはコンサルティングに関わる様々な研究にこだわり続け、最先端の対応と対策、さらにそのノウハウをご提供。確かな情報と実践力でお客様のご要望にお応えいたします。

日本資産総研のコンサルティング

事業紹介

相続・事業承継対策

相続と企業繁栄のためのサポート

相続が発生する前の段階から、スムーズな相続と納税、相続後の資産構成までトータルにサポートいたします。

資産運用コンサルティング

不動産活用と効果的な資産確保のアドバイス

お客様の相続申告や確定申告の「申告書」に基づき資産内容を分析。不動産偏重の資産構成を改善するため、資産コンサルティングを行います。

企業再生・事業計画策定

ポジティブな発想で自社企業の発展を

企業は「待ち」の姿勢では立ち行かなくなっています。民事再生法や特定調停法などの企業救済の方法を活用し、サポートいたします。

M&Aコンサルティング

中小企業の発展・事業承継を支援

特に中小企業において、事業の承継や企業の最終の道すじを決定するためのシナリオづくりをしっかりとサポートいたします。

不動産総合 コンサルティング

不動産売却・購入・有効活用をサポート

不動産の購入から賃貸、売却にいたるまでのトータルコンサルティングを実行いたします。

私たちの仕事の流れ

Interview 個別相談

何をしたらいいのか、誰に聞いていいのかわからない。問題解決のため、まずはお気軽にご相談ください。

Analysis 現状分析

私たちの仕事の第一歩は、詳細かつ精密にお客様（個人・企業）の現状を分析することからはじめます。

Proposal 提案

現状分析で把握したお客様の問題点を提示し、当社オリジナルの提案書を提出いたします。

Action 実行

私たちのご提案を実行するために、さまざまな分野の専門家とプロジェクトチームをつくります。

FUKUTA

ピアノ線
ステンレス鋼線・快削鋼

ハガネ線
ドリルロッド・オイル線・焼入鋼線
焼入リボン・隣青銅線・板
鉄線・針金・リベット

福田線材KK

名古屋市中区松原三丁目四一

電話 052・331・5291(代)

Co·advance

～ 共に前進し、発展し、向上しよう! ～

KANEDA
カナダ株式会社

食品・油種
健康・安心・美味しさ

医薬・医療材
いつも健康でありたい

医薬原薬
ジェネリック医薬品

化学品・燃料・潤滑油
クリーンな地球環境と代替エネルギー

塗料・コーティング・インキ
クリーンな地球環境と作業環境の為に

化粧品
いつも美しくありたい

潤滑パラフィン
製造メーカーとして、より良い製品を

産業プロセスマテリアル
「環境に配慮した包装・梱包技術」をトータルで実現

SGS

UKAS

SGS

UKAS

全社 (数 金田物流、情報システム室)
JP01/019675 ISO9001:2008
JP06/070047 ISO14001:2004

■お問い合わせ

〒103-8413 東京都中央区日本橋本町1-4-12 カナダ日本橋センタービルディング
 [TEL] (03)5200-1311(代) [営業所] 仙台・名古屋・大阪・福岡
 [潤滑パラフィン事業部] 〒135-0032 東京都江東区福住2-8-4 [TEL] (03)3643-1981
 [URL] <http://www.kaneda.co.jp/> [油屋.com] <http://www.abura-ya.com/>
 [金田油店] <http://www.abura-ya.jp/> [藤奇貿易(上海)有限公司]

カナダ株式会社 URL:<http://www.kaneda.co.jp/>